相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本中三七二番地、最後の住所大阪府八尾市太田新町七丁目二四四番地　被相続人　亡　久保　康信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十一日

和歌山県西牟婁郡白浜町一四一六番地の一島テナント三号

相続財産管理人　栗林　秀成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市山田九番地、最後の住所岡山市東区西大寺南二丁目九番三五号グループホーム西大寺あゆみホーム

被相続人　亡　岡本　智恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十一日

事務所岡山市北区富田町二丁目四番一六号

相続財産管理人　弁護士　原田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字木屋瀬九六七番地、最後の住所福岡県飯塚市大日寺五一二番地二九五　被相続人　亡　藤井　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月二十一日

福岡県八女市吉田三三〇番地七

相続財産管理人　辻　茜

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年八月二十一日

一　墳墓等所在地　埼玉県新座市道場一丁目一〇番一三号

一　墳墓等の名称　法臺寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　齋木茂士、本籍不詳　齋木久子、東京都杉並区高円寺北四―四九六　齋木直**充**

一　改葬を行おうとする者　埼玉県新座市道場一丁目一〇番一三号　宗教法人　法臺寺　代表役員　岩崎　法翁

無縁墳墓等改葬公告

適正な寺院管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年八月二十一日

一　墳墓等所在地　新潟県新潟市中央区西堀通六番町八八三番地

一　墳墓等の名称　本覚寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　新潟県新潟市中央区西堀通六番町八八三番地　宗教法人本覚寺　代表役員　澁谷　文崇

任意清算公告

当社は、平成二十七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県吉川市大字三輪野江一四〇一番地一

合名会社東屋商店

代表社員　宇野　幸子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年8月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①水上いでゆ会　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3－248号　④水上いでゆ会　群馬県利根郡みなかみ町湯原740　須藤芳枝　⑤水上いでゆ会　群馬県利根郡みなかみ町湯原740　⑥昭和63年7月5日　⑧平成27年7月4日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県利根郡みなかみ町湯原740　水上いでゆ会　須藤芳枝

C　①株式会社ＭＯＡ（ｐｒｅｍｏａ）　②第2種旅行業　③東京都知事登録旅行業第2－6899号　④株式会社ＭＯＡ　東京都江東区南砂2丁目7番5号　代表取締役　金南亨　⑤本社営業所　東京都江東区南砂2丁目7番5号　⑥平成27年3月5日　⑨平成27年7月22日　⑩100万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区南砂2丁目7番5号　株式会社ＭＯＡ　代表取締役　金南亨

B　①株式会社フォレスト　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－5422号　④株式会社フォレスト　東京都千代田区麹町五丁目5番地共立麹町ビル　代表取締役　神田輝夫　⑤本社営業所　東京都千代田区麹町五丁目5番地共立麹町ビル103号室　⑥平成16年3月9日　⑧平成27年7月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区麹町五丁目5番地共立麹町ビル　株式会社フォレスト　代表清算人　神田輝夫

C　①株式会社Tokyo Lion House　②第3種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第3－932号　④株式会社Tokyo Lion House　千葉県浦安市弁天1丁目12番7号　代表取締役　ブルギン アンドレイ　⑤本社営業所　千葉県浦安市弁天1丁目12番7号　⑥平成26年4月8日　⑨平成27年7月30日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県浦安市弁天1丁目12番7号　株式会社Tokyo Lion House　代表取締役　ブルギン アンドレイ